

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分	保育必要量区分⑤				従業員待 の 子 ど も の 場 合	処遇改善等加算（区分1及び区分2）																		
				保育標準時間認定		保育短時間認定			保育標準時間認定						保育短時間認定												
				基本分率値		基本分率値			加算率（注2）			加算率（注2）			加算率（注2）			加算率（注2）									
				基本分率値 （注1）		基本分率値 （注1）			（注1）	（a）	（b）	（c）	（注1）	（注1）	（a）	（b）	（c）	（注1）	（注1）								
①	②	③	④	⑤		⑥		⑦	⑧						⑨												
10/100 地域	20人 から 30人 まで	3号	1、2歳児	172,850	(256,960)	154,100	(238,210)	⑤×84/100	+	1,600	(2,440)	×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.9（c）	(2.9（c））	1,410	(2,250)	×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.8（c）	(2.9（c））
			乳 児	256,960		238,210			+	2,440		×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.9（c）		2,250		×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.9（c）	
	31人 から 40人 まで	3号	1、2歳児	154,530	(238,640)	140,470	(224,580)		+	1,420	(2,260)	×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.8（c）	(2.9（c））	1,280	(2,120)	×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.8（c）	(2.8（c））
			乳 児	238,640		224,580			+	2,260		×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.9（c）		2,120		×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.8（c）	
	41人 から 50人 まで	3号	1、2歳児	149,880	(233,990)	138,640	(222,750)		+	1,370	(2,210)	×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.9（c）	(2.9（c））	1,260	(2,100)	×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.8（c）	(2.8（c））
			乳 児	233,990		222,750			+	2,210		×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.9（c）		2,100		×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.8（c）	
	51人 から 60人 まで	3号	1、2歳児	140,750	(224,860)	131,380	(215,490)		+	1,280	(2,120)	×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.9（c）	(2.9（c））	1,190	(2,030)	×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.8（c）	(2.8（c））
			乳 児	224,860		215,490			+	2,120		×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.9（c）		2,030		×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.8（c）	
	61人 から	3号	1、2歳児	134,300	(218,410)	126,260	(210,370)		+	1,220	(2,060)	×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.8（c）	(2.9（c））	1,140	(1,980)	×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.8（c）	(2.8（c））
			乳 児	218,410		210,370			+	2,060		×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.9（c）		1,980		×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	2.8（c）	

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分	休日保育加算						夜間保育加算						減価償却費加算									
				処遇改善等加算（区分1及び区分2）						処遇改善等加算（区分1及び区分2）						加算額									
				加算率（注2）		加算率（注2）		加算率（注2）		加算率（注2）		加算率（注2）		加算率（注2）		標準 都市部									
①	②	③	④	(a)		(b)		(c)		(a)		(b)		(c)		⑤	⑥								
10/100 地域	20人 から 30人 まで	3号	1. 2歳児	休日保育の年間延べ利用子ども数																					
			乳児																						
	31人 から 40人 まで	3号	1. 2歳児																～ 210人	284,000	2,840 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 1.9 (c))	21,440	150 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 6.6 (c))	6,200	6,800
			乳児																211人～ 279人	304,400	3,040 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 1.8 (c))	17,480	110 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 6.8 (c))	5,400	6,000
			乳児																280人～ 349人	345,200	3,450 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 1.9 (c))	15,110	90 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 6.6 (c))	4,900	5,400
			乳児																350人～ 419人	386,000	3,860 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.0 (c))	13,530	70 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 7.1 (c))	4,100	4,500
	41人 から 50人 まで	3号	1. 2歳児																420人～ 489人	426,900	4,260 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.1 (c))	12,400	60 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 7.1 (c))	3,500	3,900
			乳児																490人～ 559人	467,700	4,670 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 1.9 (c))				
			乳児																560人～ 629人	508,500	5,080 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.0 (c))				
			乳児																630人～ 699人	549,400	5,490 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.0 (c))				
	51人 から 60人 まで	3号	1. 2歳児																700人～ 769人	590,200	5,900 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.1 (c))				
			乳児																770人～ 839人	631,000	6,310 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 1.9 (c))				
			乳児																840人～ 909人	671,900	6,710 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.0 (c))				
			乳児																910人～ 979人	712,700	7,120 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.0 (c))				
	61人 から	3号	1. 2歳児																980人～1,049人	753,500	7,530 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.1 (c))				
			乳児																1,050人～	794,400	7,940 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.1 (c))				
乳児																									
乳児																									

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	賃料加算		連携施設を設けない場合	食事の提供について自衛隊文は連携施設等からの購入以外の方法による場合	管理者を設置していない場合			土曜日に閉所する場合				定員を恒常的に超過する場合	
				加算率	標準市部費			加算率(注2)	加算率(注2)	加算率(注2)	月1日土曜日を閉所する場合	月2日土曜日を閉所する場合	月3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合		
																(a)
①	②	③	④			⑤	⑥							⑧		
10/100地域	20人から30人まで	3号	1、2歳児	a地域	10,600	11,800	840	$\frac{⑥}{⑦} \times \frac{⑩+⑫+⑬}{12/100}$	18,380 +	$180 \times \left(\frac{⑩}{(a)} + \frac{⑫}{(b)} + 2.0(c) \right)$	-	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 1/100}$	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 3/100}$	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 4/100}$	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 5/100}$	$\frac{⑥-⑨}{\times \text{別に定める調整率}}$
				b地域	5,800	6,500										
		c地域	5,100	5,600												
		d地域	4,500	5,000												
	31人から40人まで	3号	1、2歳児	a地域	9,400	10,500	630	$\frac{⑥}{⑦} \times \frac{⑩+⑫+⑬}{11/100}$	13,780 +	$130 \times \left(\frac{⑩}{(a)} + \frac{⑫}{(b)} + 2.1(c) \right)$	-	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 1/100}$	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 3/100}$	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 4/100}$	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 5/100}$	
				b地域	5,200	5,700										
		c地域	4,500	5,000												
		d地域	4,000	4,500												
	41人から50人まで	3号	1、2歳児	a地域	8,400	9,400	500	$\frac{⑥}{⑦} \times \frac{⑩+⑫+⑬}{15/100}$	11,030 +	$110 \times \left(\frac{⑩}{(a)} + \frac{⑫}{(b)} + 2.0(c) \right)$	-	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 1/100}$	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 3/100}$	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 4/100}$	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 5/100}$	
				b地域	4,600	5,100										
		c地域	4,000	4,500												
		d地域	3,600	4,000												
51人から60人まで	3号	1、2歳児	a地域	7,100	7,900	420	$\frac{⑥}{⑦} \times \frac{⑩+⑫+⑬}{14/100}$	9,190 +	$90 \times \left(\frac{⑩}{(a)} + \frac{⑫}{(b)} + 2.0(c) \right)$	-	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 1/100}$	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 3/100}$	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 4/100}$	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 6/100}$		
			b地域	3,900	4,300											
	c地域	3,400	3,800													
	d地域	3,000	3,400													
61人から	3号	1、2歳児	a地域	6,100	6,800	360	$\frac{⑥}{⑦} \times \frac{⑩+⑫+⑬}{13/100}$	7,870 +	$70 \times \left(\frac{⑩}{(a)} + \frac{⑫}{(b)} + 2.3(c) \right)$	-	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 1/100}$	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 3/100}$	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 4/100}$	$\frac{⑬(⑥又は⑦)+⑫+(⑨又は⑩)+⑪+⑧}{\times 6/100}$		
			b地域	3,300	3,700											
	c地域	2,900	3,200													
	d地域	2,600	2,900													

加算部分 2

処遇改善等加算（区分３） ㉑		以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算（区分３）－① 49,020 × 人数Ａ ・ 処遇改善等加算（区分３）－② 6,130 × 人数Ｂ			※１ 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※２ 人数Ａ及び人数Ｂについては、別に定める。	
冷暖房費加算	㉒	１ 級 地	1,950	４ 級 地	1,350	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 １級地～４級地：寒冷地手当法別表に規定する１級地～４級地に該当する地域 激変緩和地域：改正法による改正前の寒冷地手当法別表に規定する４級地に該当する地域であって、改正法による改正後の寒冷地手当法に掲げる地域以外の地域 その他地域：１級地～４級地及び激変緩和地域以外の地域
		２ 級 地	1,740	激 変 緩 和 地 域	1,020	
		３ 級 地	1,710	そ の 他 地 域	120	
除雪費加算 ㉓		6,510			※３月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除去費加算 ㉔		164,780 ÷ ３月初日の利用子ども数			※３月初日の利用子どもの単価に加算	
施設機能強化推進費加算 ㉕		160,000（限度額） ÷ ３月初日の利用子ども数			※３月初日の利用子どもの単価に加算	
栄養管理加算	㉖	A	基本額 処遇改善等加算（区分１及び区分２） （ 79,950 ＋ 790 × （ 加算率（a） ＋ 加算率（b） ＋ 8.4（c） ） ） ÷各月初日の利用子ども数			※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Ｂを除き栄養士等を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士等を兼務している施設 C：A又はＢを除き、栄養士等を嘱託等している施設
		B	基本額 処遇改善等加算（区分１及び区分２） （ 50,000 ＋ 500 × （加算率（a） ＋加算率（b） ） ） ÷各月初日の利用子ども数			
		C	基本額 10,000 ÷各月初日の利用子ども数			
第三者評価受審加算 ㉗		150,000 ÷ ３月初日の利用子ども数			※３月初日の利用子どもの単価に加算	

（注1）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

（注2）処遇改善等加算（区分1 及び区分2）の加算率において、（a）は第1 条第17号の基礎分における職員1 人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、（b）は同条第18号の賃金改善分における職員1 人当たりの平均経験年数の区分及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（令和7 年こども家庭庁告示第4 号）附則第3 条において読み替えて適用する第1 条第19号のキャリアパス要件分に応じた割合、（c）は同条第18号の賃金改善分における別表第2 又は別表第3 に規定する割合をいう。

定員を恒常的に超過する場合に係る別に定める調整率 事業所内保育事業（定員２０人以上）（保育認定）

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分	利用子ども数				
				20人 から 30人 まで	31人 から 40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から
10/100 地域	20人 から 30人 まで	3号	1、2歳児		91/100	89/100	85/100	81/100
			乳児					
	31人 から 40人 まで	3号	1、2歳児			98/100	93/100	89/100
			乳児					
	41人 から 50人 まで	3号	1、2歳児				95/100	91/100
			乳児					
	51人 から 60人 まで	3号	1、2歳児					96/100
			乳児					
	61人 から	3号	1、2歳児					
			乳児					